

令和6年2月
厚生委員会会派説明資料
保) 保険企画課

議案第20号

札幌市国民健康保険条例の一部改正

1 改正項目

- (1) 保険料の激変緩和措置
- (2) 保険料の限度額の引き上げ
- (3) 保険料の軽減判定所得基準の拡大

2 改正内容

(1) 保険料の激変緩和措置

令和5年度は、物価高騰対策として、国民健康保険支払準備基金から10億円を活用して、保険料の上昇を抑制したところ。

令和6年度の保険料は、1人当たり医療費が大きく増えることに加え、基金活用により抑制された保険料のゆり戻しにより、令和5年度に比べて大きく上昇する見込みとなっている。

このうち、ゆり戻しに伴う保険料の上昇は、特に中間所得層に大きな影響を与えることとなるため、基金4億円を活用し、中間所得層の保険料負担の激変緩和を図るもの。

	R5予算 (基金活用後) A	R6予算		増減 A-C	基金 活用効果 B-C
		基金活用前B	基金活用後C		
平均保険料	143,790円	152,888円	151,241円	7,451円	1,647円
医療分	108,043円	115,789円	114,542円	6,499円	1,247円
支援金分	35,747円	37,099円	36,699円	952円	400円

＜モデルケースでの基金活用効果＞

給与収入200万円、2人世帯の場合

令和5年度（10億円）5,130円 令和6年度（4億円）2,580円

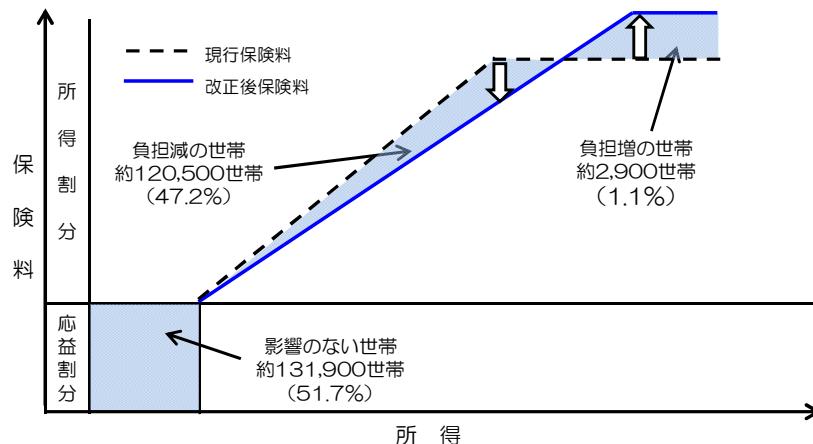
(2) 保険料の限度額の引き上げ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、賦課限度額の引き上げを行い、中間所得層の負担軽減を図る。

区分	令和5年度	令和6年度	引き上げ額
医療分	65万円	65万円	—
支援金分	22万円	24万円	2万円
介護分	17万円	17万円	—
合 計	104万円	106万円	2万円

【賦課限度額引き上げ

のイメージ図】



<モデルケース>

2人世帯・介護分ありの場合（令和4年中の所得を用いて保険料率を再算定し計算）

給与収入	令和5年度賦課額	改正後賦課額	差額
200万円	220,970円	220,610円	▲360円
400万円	461,030円	460,090円	▲940円

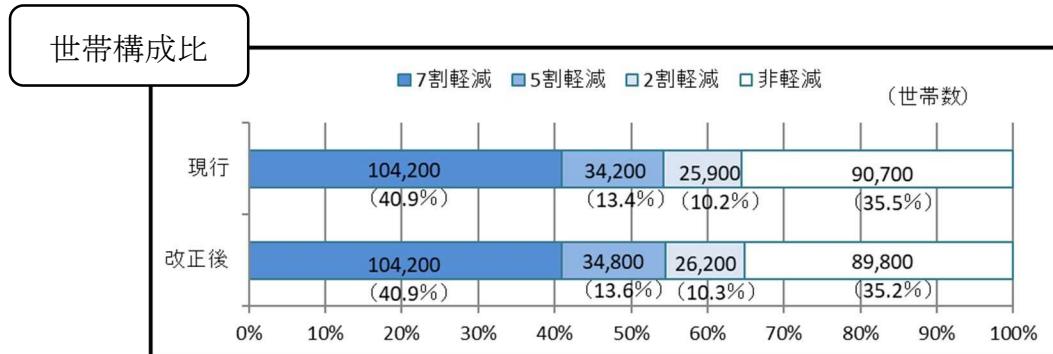
(3) 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

国保法施行令の改正に合わせ、保険料の軽減適用を判定する所得基準の拡大を行う。

区分	現行 所得基準	改正後 所得基準
7割軽減	43万円 + (給与年金所得者数 - 1人) × 10万円以下	変更なし
5割軽減	43万円 + (給与年金所得者数 - 1人) × 10万円 + (29万5千円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (給与年金所得者数 - 1人) × 10万円 + (29万5千円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	43万円 + (給与年金所得者数 - 1人) × 10万円 + (53万5千円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (給与年金所得者数 - 1人) × 10万円 + (54万5千円 × 被保険者数) 以下

<効果>

- 低所得者の負担軽減
 - ・軽減対象世帯は、約 900 世帯増加
(軽減なし → 2割軽減：約 300 世帯、 2割軽減 → 5割軽減：約 600 世帯)
 - ・軽減額は、約 3,000 万円増額となる。



3 施行期日

令和6年4月1日

(改正国民健康保険法施行令の施行期日と同日)